

## 奈良先端科学技術大学院大学オープンアクセス方針

令和元年 7 月 16 日  
教育研究評議会 裁定

### (趣旨)

1 奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）は、その研究成果を学内外に無償で提供することにより、最先端の学術研究・教育の発展に資するとともに、社会に対する貢献を果たすことを目的として奈良先端科学技術大学院大学オープンアクセス方針を定める。

### (定義)

2 本方針における用語の定義は、次に定めるところによる。

(1) 研究成果とは、出版社や学会等が発行した学術雑誌等に掲載された、本学の役員及び教職員（以下「教職員等」という。）を著者とする学術論文とする。

(2) オープンアクセスとは、教職員等の研究成果について学内外からの自由な閲覧を保証することをいう。

### (オープンアクセス化の方法)

3 本学は、研究成果を奈良先端科学技術大学院大学学術リポジトリ（以下「学術リポジトリ」という。）または論文著者が選択する方法によって無償で公開する。ただし、この公開をもって研究成果の著作権を本学に移転するものではない。

### (適用の除外)

4 次に掲げる研究成果は、本方針を適用しない。

(1) 著作権及び当該研究資金の契約等のやむを得ない理由によりオープンアクセス化することが不適切であるもの

(2) 本方針施行以前に掲載されたもの

### (研究成果の提供)

5 教職員等は、学術リポジトリで公開する研究成果について、リポジトリ登録が許諾される著者最終稿等の適切な版を本学に無償で提供する。

### (学術リポジトリの運営)

6 学術リポジトリの運営に関わる事項は、「奈良先端科学技術大学院大学学術リポジトリ運用規程」に基づき取り扱う。